

第2章 福岡市の市税

市税のあらまし

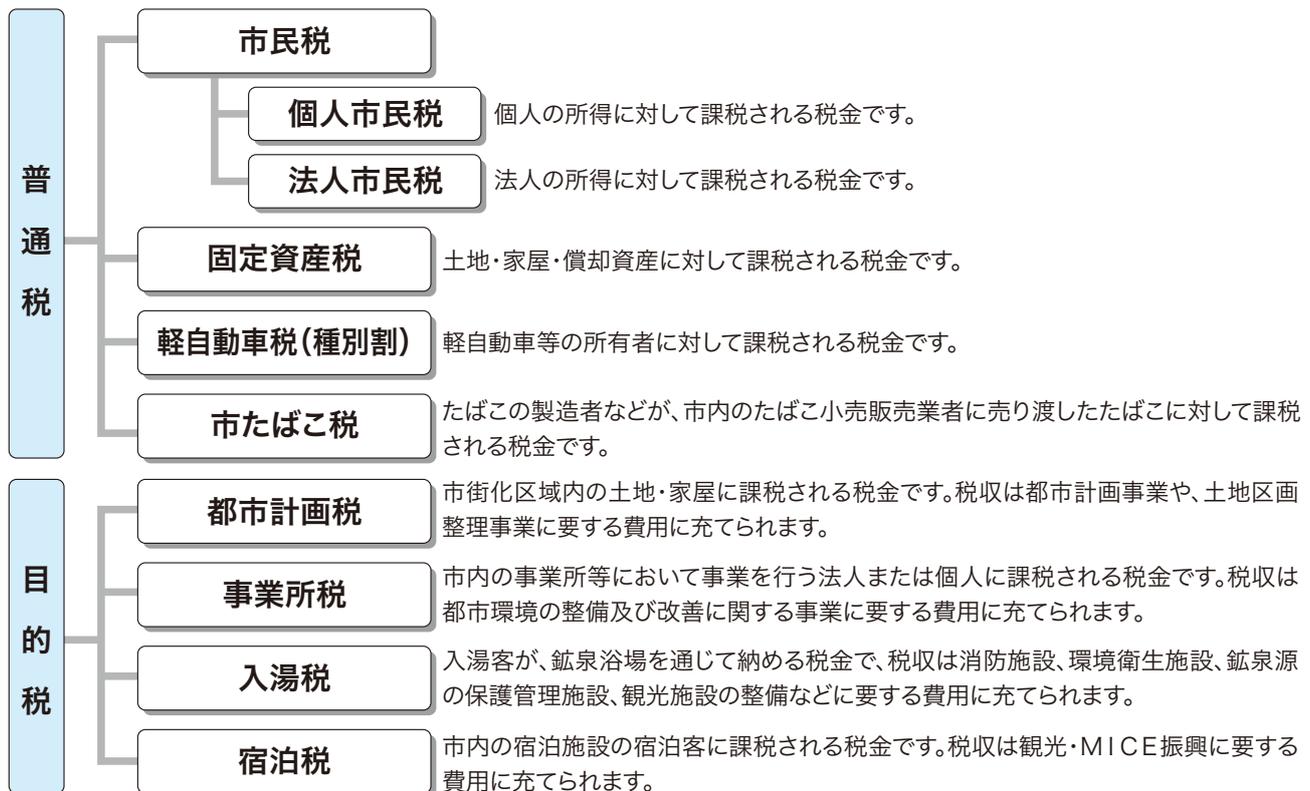
福岡市の市税には、次の8種類のものがあります。

福岡市の市税

普通税と目的税

普通税とは納められた税金の使い道が特別に決まっておらず、どのような経費にも充てることのできる税金のことです。

目的税とは、その税金の使い道が法律や条例により特定されている税金のことです。



◎目的税の使い道(令和6年度)

◆都市計画税◆ (単位:千円)

事業名	金額
都市計画債償還金	19,504,629
下水道事業債償還金	4,390,000
下水道事業繰出金(雨水減価償却費)	3,750,000
公園整備	1,250,000
貝塚駅周辺土地地区画整理	900,000
街路橋りよう整備	630,000
合計	30,424,629

◆入湯税◆ (単位:千円)

事業名	金額
消防施設整備	53,242

◆宿泊税◆

P66に記載しています。

◆事業所税◆ (単位:千円)

事業名	金額
文教施設整備	6,596,295
環境施設整備	670,000
道路橋りよう整備	390,000
河川水路改良	350,000
こども育成施設整備	160,000
保健福祉施設整備	50,000
公園整備	10,000
街路橋りよう整備	10,000
その他	433,490
合計	8,669,785